

## 福島市結婚等新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯の住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び賃貸住宅費用、並びに引越費用を補助することにより、結婚等に伴う新生活を支援し本市への定着促進を図るとともに多様性を認め合い尊重する社会の実現を目指すため、福島市結婚等新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯等とは、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届又は、福島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届を提出し、受理された夫婦又はパートナー（以下、「夫婦等」という。）で、令和7年度中に本補助金の交付決定を受けていない者をいう。
- (2) 継続補助対象世帯とは、令和6年5月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届又は、福島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届を提出し、受理された夫婦等で、令和7年度中に本補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (3) 住居費とは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った婚姻等に伴い新たに市内に住宅を取得する費用（新築する場合の工事請負費を含む。ただし土地代を除く。）、住宅のリフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。）及び市内の賃貸住宅の賃貸借契約に基づき要した敷金、礼金、仲介手数料、家賃をいう。
- (4) 賃貸住宅とは、夫婦等のいずれかもしくは、夫婦等の勤務先が契約名義人及び支払者となる賃貸借契約により自己の居住の用に供するために賃貸される住宅をいう。
- (5) 家賃とは、賃貸住宅の賃貸借契約で定められた月ごとの賃貸料（賃料及び共益費のみ）のうち令和8年4月分から令和9年3月分までのものをいう。
- (6) 引越費用とは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った婚姻等に伴う引っ越しに要した費用のうち、家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用として、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する者が属する世帯とする。

- (1) 夫婦等が共に婚姻日等（婚姻届等の届出日をいう。）における年齢が39歳以下であること。

- (2) 夫婦等の令和7年中の所得額の合計が500万円未満であること。ただし、夫婦等の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、世帯の所得から令和7年中の年間返済額を控除する。
- (3) 補助金の申請日において夫婦等の双方が福島市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であること。ただし、福島第一原子力発電所事故により避難している者については、届出避難場所証明書の避難先住所が申請に係る住宅の所在地であること、かつ夫婦等の一方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であること。
- (4) 住宅及び引越について他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、過去に補助を受けていた夫婦等が離婚等をした場合に、その離婚日等が再婚姻日等から起算して1年を超える際はこの限りではない。
- (6) 夫婦等の双方が市税を滞納していないこと。また、市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税についても滞納していないこと。
- (7) 夫婦等の双方が下記①～③のいずれかに該当すること。ただし、継続補助対象世帯はこの限りではない。
  - ①市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座の受講を修了していること。
  - ②医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。
  - ③医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること。
- (8) 夫婦等の双方が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (9) その他、市長が補助対象者として適当と認めた者。

#### （対象経費）

第4条 新婚世帯等の補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。以下、「対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

2 継続補助対象世帯の対象経費は住居費のうち家賃のみを対象とし、かつ婚姻日等から24月（1月に満たない日数については、1月とみなす。）以内の末日までの間に支払った費用とする。

3 住居費のうち、家賃の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 夫婦等が勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、当該手当分を除いた費用とする。
- (2) 夫婦等の一方が婚姻等の前に賃貸借契約し居住していた賃貸住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦等の住所が同一になった日以降）の費用のみを対象とする。
- (3) 婚姻等の前から夫婦等が同居している場合は、それが婚姻等を機とする同居であれば対象とすることができる。
- (4) 事業年度内において、市内で転居をした場合には、転居前と転居後の住宅双方の家賃を対象とすることができる。

(5) 事業年度内において、市内転居及び市外転出等により、補助対象の賃貸住宅の賃貸借契約が終了する場合には、夫婦等の双方が補助対象住宅に住民登録をしていた月の家賃までを対象とする。

#### (補助金の額)

第5条 新婚世帯等の補助金の額は、前条で定める対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯あたり30万円を上限とする。

2 継続補助対象世帯の補助金の額は、前条で定める家賃月額の実支出額に相当する額の1/2の額とし、月額を2万円とする。

3 第1項及び第2項により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

#### (補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする新婚世帯等は、福島市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書兼完了実績報告書兼請求書(新規申請)(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本(全部事項証明書)または受理証明書

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者においては、宣誓書受領証または、宣誓書受領証カードの写し

(2) 住民票の写し

(3) 夫婦等の課税(非課税)証明書(市区町村が発行する所得を証明するもの)

(4) 夫婦等の納税証明書(市区町村が発行する納税状況を証明するもの)

(5) 住宅の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し

(6) 現に支払った住居費及び引越費用の金額を確認できる書類の写し(領収書等)

(7) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し(該当者のみ)

(8) 住宅手当支給証明書(第2号様式)(家賃に対する補助を受けようとする者のみ)

(9) 補助金の振込先の預金通帳または、キャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報を確認できるものに限る。)

(10) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 継続補助対象世帯については、福島市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書(継続申請)(第3号様式)に、前項の第1号から第10号のうち該当する書類(ただし、第6号、第8号及び第9号を除く)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助金の申請受付は、先着順に行うものとする。

4 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請受付は行わないものとする。

#### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、規則第7条の規定に基づき、福島市結婚等新生活支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものと

する。

(実績報告)

第8条 継続補助対象世帯については、補助事業等が完了したときには、完了後30日以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い方を期限として、規則第14条に規定する実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告は、福島市結婚等新生活支援事業補助金完了実績報告書兼請求書（継続申請）（第5号様式）によるものとし、第6条第1項第6号、第8号、第9号、第10号等の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告及び請求等の併合)

第9条 補助金の交付申請のうち、第6条第1項にかかる申請者が行う規則第14条の規定による実績報告及び規則第17条の規定による請求の手続きについては、規則第22条の規定に基づき併合するものとする。

2 第6条第2項にかかる申請者が行う規則第14条の規定による実績報告及び規則第17条の規定による請求については、規則第22条の規定に基づき併合するものとする。

3 第7条に規定する申請者への交付決定及び交付決定通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び確定通知と併合するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条第2項による報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定し、規則第15条の規定に基づき、福島市結婚等新生活支援事業補助金額確定通知書（第6号様式）により、家賃支援申請者に通知するものとする。

(継続補助対象世帯の申請内容変更)

第11条 継続補助対象世帯は、第6条第2項の申請内容を変更するときは、福島市結婚等新生活支援事業補助金変更申請書（第7号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし補助対象経費20%以内の軽微な変更である場合には、変更申請手続きを省略することができる。

2 市長は前項の変更承認を行った場合には、福島市結婚等新生活支援事業補助金変更承認通知書（第8号様式）により、規則第9条第2項の規定に基づき、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第12条 規則第8条第1項及び第2項に規定する補助金等の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第7条及び第10条の規定により交付すべき額を決定または確定した後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、福島市結婚等新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを行った場合には、規則第19条の規定に基づき、返還の期限を定めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年1月4日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。